

Press Release

報道関係者 各位

令和8年5月26日
名取市総務部総務課

職員の懲戒処分等について

令和8年5月26日付け、本市総務部職員（20代 女性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「戒告」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が有効期間が令和8年1月4日までの自動車運転免許の更新を失念し、失効に気づいた令和8年5月14日までの間、免許が失効した状態で、公用車を計2回運転したほか、通勤及び私生活において日常的に自家用車を運転していたことによるものです。

なお、上司である部長、課長級の職員2人も訓告処分としました。

※職員の懲戒処分にかかる市長コメント

職員が起こした本事案につきましては、市民の皆さまを始め多くの方々の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。

職員一人ひとりが法令を遵守し、今後このようなことを起こさぬよう再発防止に努めるとともに、市民の皆さまの信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。

【問い合わせ】

名取市総務部総務課 仙石（内線410）

TEL：022-384-2111 FAX：022-748-6758